



島根県報

平成16年 3 月19日 (金)
号外 第 23 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業実施要綱

(産業振興課)

告

示

島根県告示第293号

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業実施要綱を次のように定める。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス(事業者に対して貸し付ける事務所を備えた建物をいう。以下「オフィス」という。)の整備をしようとする事業者及び県が協力してオフィスにおける事務所の供給を行い、独創性かつ挑戦意欲に富んだ創業者並びに技術の高度化及び新たな事業分野への進出を図ろうとする企業等のソフトビジネスパーク島根への集積を促進し、もって県内産業の高度化を図ることを目的とする。

(基本計画)

第2条 オフィスの整備を計画しようとする事業者は、ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備に関する基本計画承認申請書(別記様式)を平成16年 4 月30日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたと社に対して基本計画を承認しその旨を通知する。

(実施計画)

第3条 前条第2項の規定により承認通知を受けた事業者(以下「事業者」という。)は、速やかに、別に定めるオフィスの整備に関する詳細を記載した実施計画書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により計画書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたとときは、その旨を通知するとともにオフィスの着工を承認するものとする。

(建築協定)

第4条 事業者は、オフィスの建設に当たっては、別に定めるソフトビジネスパーク島根における建築協定を県と締結しなければならない。

(実施計画の変更)

第5条 事業者は、第3条第2項の規定により承認を受けた実施計画を変更しようとするときは、その内容を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、事業者に通知するものとする。

(供用開始)

第6条 事業者は、平成16年12月末日までにオフィスの供用を開始できるよう努めなければならない。

(オフィスの管理)

第7条 事業者は、オフィスの供用を開始した日から平成31年3月31日までの間、事務所の供給その他オフィスの管理に関する事業を行うものとする。ただし、同日前に当該事業を中止しようとするときは、中止しようとする日の6月前までにその旨を知事に申し出て協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、オフィスの管理に関する事業を委託することができる。この場合において、事業者は、あらかじめ知事にその旨を報告しなければならない。

3 第1項ただし書の規定は、前項の規定によりオフィスの管理に関する事業を委託する場合について準用する。

(家賃)

第8条 事業者がオフィスの入居者(以下「入居者」という。)に対し事務所を貸し付ける額(共益費を含む。以下「家賃」という。)は、1平方メートル当たり月額2,000円以下で事業者が定める額とする。

2 事業者は、入居者から敷金として家賃の3月以内分に相当する金額を徴収することができる。

3 事業者は、事務所の使用に関し、家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収してはならない。ただし、入居者の要望による設備の設置に要した実費の徴収については、この限りでない。

(入居者の選定等)

第9条 事業者は、入居者の選定に当たっては、第1条に規定する目的に沿って、島根県立産業高度化支援センター条例(平成13年島根県条例第18号)第3条に掲げる者を優先的に選定し入居させるものとする。

2 事業者は、入居の状況を四半期ごとに県に報告しなければならない。

(建設基準)

第10条 事業者は、法令で定めるもののほか、次に掲げる基準に従い、オフィスを建設するものとする。

(1) 敷地

オフィスを建設しようとする事業者がソフトビジネスパーク島根の企業用分譲地において既に購入しているもの又はソフトビジネスパーク島根のB区画若しくはC区画において新たに購入するものであること。

(2) 敷地面積

ア 1,800平方メートル以上であること。

イ 20台以上の駐車場を設けること。

(3) オフィスの床面積

ア 800平方メートル以上であること。

イ アのうち600平方メートル以上の部分を賃貸の用に供する事務所とすること。

(4) オフィスの構造

ア 事務所は、入居者(事務所を借り受ける者をいう。以下同じ。)の多様な需要に対応し、着脱可能な壁を設置するなどして25平方メートルから200平方メートル程度までの数個の部分に区分できる構造とすること。

イ 区分された事務所は、それぞれ施錠機能を有する独立した構造とすること。

(5) オフィスの設備

ア 区分された事務所ごとに調整可能な空調設備を設けること。

イ 床は、フリーアクセスフロア(床下の配線を自由に行えるように二重にした床をいう。)とすること。

ウ 電源は、区分された事務所ごとに3回路以上設け、100ボルトかつ合計45アンペア以上であること。

エ 区分された事務所ごとに電話回線を1回線以上設けること。

オ 共聴テレビ設備を設けること。

カ 共用設備として、各階に給湯室及び男女別の便所並びにオフィスに1以上の浴室又はシャワー設備を設けること。

キ ソフトビジネスパーク島根に敷設している光ファイバーに接続し、区分された事務所ごとにLAN回線(オフィス内で複数の電子計算機を通信回線で接続し、相互にデータを伝送し、及び共同利用するために用いられる回線を行い、規格がRK-45のものに限る。)を2回線以上設けること。

(建設費補助)

第11条 知事は、別に定めるところにより、事業者に対し、予算の範囲内において前条の規定によるオフィスの建設に要する経費の一部を補助するものとする。

(事務所の借上げ)

第12条 知事は、供用開始の日から平成31年 3月31日までの間、1の区分された事務所について予算の範囲内において借り上げるものとする。

2 知事は、前項の規定による借上げに当たっては、事業者と契約を締結するものとする。

(空室補助)

第13条 知事は、オフィスに空室が発生したときは、事業者に対し、次項に掲げる算式によって算出した額について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、空室に係る事務所ごとに次に定める算式により1月ごとに算出するものとする。ただし、空室に係る事務所の床面積の合計が1月当たり200平方メートルを超えるときは、200平方メートルを上限とする。

$$\frac{\text{1月当たりの空室が発生した日数}}{\text{1月当たりの日数}} \times \text{空室に係る事務所の床面積} \times \text{1 m}^2\text{当たりの賃貸単価}$$

3 補助金の交付の率は、空室が発生した年度における前項の規定による1月ごとに算出した額を合算した額の4分の3以内とする。

4 補助金の交付の対象となる期間は、オフィスの供用を開始した日から平成31年 3月31日までとする。

5 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、空室が発生した年度に係る補助金について、その翌年度の4月10日までに、当該補助金の額を記載した請求書に前年度の事務所の入居及び退去の状況を明らかにした証拠書を添えて知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項の規定により事業者から補助金の請求があった場合において、速やかに必要な検査を行い、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日から20日以内にこれを支払うものとする。

7 事業者は、補助金に係る経理に関する収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(事業の推進)

第14条 知事は、オフィスへの誘致、入居者に対する支援その他オフィスへの入居を促進するための活動を行うものとする。

附 則

この告示は、平成16年 3月19日から施行する。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

印

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備に関する基本計画承認申請書

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業実施要綱第2条第1項の規定に基づき、ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備に関する基本計画の承認を受けたいので、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備に関する基本計画書 別紙
- 2 添付書類
 - (1) 位置図(縮尺500分の1程度)
 - (2) 平面図(縮尺100分の1程度)

別紙

基 本 計 画 書

事業 者 名	住 所 名 称 代表者氏名			
建設 予定 地	地 番 (区画)		用 地 面 積	
			m ² 形 態 用地取得・リース	
オフィスの概要	構造	造・階建て		
	基礎			
	外壁			
	屋根			
	内壁			
	天井			
	延床面積	m ²		
	床 (仕上げごとの数 及び面積)	() ・	m ²	
		() ・	m ²	
	浴室の数及び面積	・	m ²	
	トイレの数及び面積	・	m ²	
	給湯室の数及び面積	・	m ²	
	ロビーの数及び面積	・	m ²	
	通路	m ²		
階段	m ²			
その他				
施設設備の概要	駐車場	台分		
	駐輪場	約	台分	
	物置	m ²		
	給湯設備			
	冷暖房設備			
	浴室			
	トイレ			
	セキュリティ設備			
	施設管理	直営・委託 ()		
	その他			
事業費内訳 (予定)	総事業費	千円		
	補助対象事業費	千円		
	内 訳	県補助金	千円	
		事業者資金 (自己資金等)	千円	
	工事費	本体建物	千円	
		施設整備	千円	
		外構	千円	
	地質調査費	千円		
測量設計費	千円			
抵当権設定の有無 (予定)	有・無			
家賃計画	賃貸料 (m ²)	部屋数	(特記事項)	
事業完了後の計画	(1) 事業計画期間 (年間 年 月 日まで)			
	(2) 事業完了後の計画			
	(3) 事業完了後の入居者の扱い (予定)			
建設予定	(1) 測量設計 着手	年 月 日	完了 年 月 日	
	(2) 工 事 着手	年 月 日	完了 年 月 日	
	(3) 入居開始	年 月 日		

(注) 計画の概要がわかる計画図を添付すること

